

理 由 書

本市におけるごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）は、昭和39年に「第1号厚木市営廃棄物処理場」を決定し、昭和47年に区域を拡大変更した。また、昭和58年に「第3号厚木市環境センター」を決定し、平成元年に都市計画区域の分割に伴い、名称（番号）を第2号に変更し現在に至っている。

本市のごみ処理施設の配置の方針は、「厚木市都市マスタープラン」及び「厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」に基づき、愛川町・清川村との広域による一般廃棄物（ごみ）の共同処理に向け連携を図り、併せて厚木愛甲環境施設組合とともに環境に配慮した適正な中間処理施設の整備を進めることとしている。さらに、「厚木市一般廃棄物処理基本計画」においても、ごみ処理広域化の取組にあたり、愛川町、清川村及び厚木愛甲環境施設組合と連携し、安全や環境に配慮した施設の整備を進めることとしている。

また、本市では、国の「災害廃棄物対策指針」及び「廃棄物処理施設整備計画」、並びに厚木愛甲環境施設組合の各構成市町村による「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物（可燃物）の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、災害廃棄物一時保管場所を確保することとしている。

一方、本市ごみ焼却場である「厚木市環境センター」は、現在、本市、愛川町及び清川村のごみを処理しているが、建設から約30年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の建替えが課題となっている。

したがって、ごみ処理の広域化及び災害廃棄物一時保管場所の確保のため、新たな中間処理施設を整備することとし、厚木都市計画にごみ焼却施設と粗大ごみ処理（破碎）施設（処理能力20t/5H）を併設する「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設」を新たに追加するものである。

また、2号厚木市環境センターは、今後、新施設の供用開始後、都市計画を廃止するものとする。